

私立幼稚園等緊急環境整備費補助金（新型コロナウイルス感染症対策） Q & A

No.	区分	質問	回答
1	(共通)申請・清算手続等	三者の見積もりは必要か。	経費の効率的な執行な観点から2社以上の見積もり等により価格を比較することが望ましい。
2	対象範囲	対象となる幼稚園は。	域内の私立幼稚園(新制度移行・未移行問わない、幼稚園型認定こども園を含む)、公立幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む)
3	対象範囲	学校法人立及び社会福祉法人立以外の幼稚園(個人立幼稚園等)も対象となるのか。	対象。
4	対象経費	対象となる保健衛生用品は。	新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品については、継続的に必要となる消耗品(例:子供・教職員用マスク、透明マスク、消毒液、ペーパータオル等)及び備品(例:空気清浄機や体温計、CO ₂ モニター等)を対象としている。
5	対象経費	「かかり増し経費」とは何か。	「かかり増し経費」とは、幼稚園が感染症対策の取組を徹底することに伴う業務量の増にかかる経費。具体的には、家庭訪問等実施のための交通費・家庭との連絡や保護者等からの問い合わせ対応のため、電話機等のリース料や増加した分の通信費・臨時休業中や分散登園等により作成する家庭用動画や教材等に要する経費・感染症対策の研修受講等に係る経費・子どもの居場所確保の観点から預かり保育に関して教職員が業務時間外に行う消毒等に要する経費等(通常想定していない感染症対策の業務への手当も含む)・感染症対策を徹底するために必要不可欠な検査費等。
6	対象経費	施設の消毒に係る経費は対象となるか。	対象。
7	対象経費	施設の消毒はどの程度を想定しているのか。	施設の職員が予防のために行う消毒や、自主的に業者に委託して実施する消毒に係る費用などに活用することを想定。(幼稚園の職員や子どもが、新型コロナウイルス感染症に疾患した際に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第27条第2項の規定により、市町村等が施設の消毒を行い、当該消毒費用の2分の1を国が負担する場合には、本事業の対象外。)

8	対象経費	保健衛生用品としての抗原検査キットやかかり増し経費としてのPCR検査費は対象となるのか。	本事業の対象とすることは可能。また、かかり増しの経費の例示の中で「感染症対策を徹底するために必要不可欠な検査費」を挙げており、PCR検査費および検査キットをかかり増し経費として整理することも可能。
9	対象経費	パーテーションや消毒液の噴霧器やスタンドなどは保健衛生用品として対象となるか。	対象とすることは可能。
10	(共通)対象経費	今回の購入費に関して園に対しての送料を含んでよいのか。	別契約であれば配送料は対象外。また、一体的な契約であったとしても、送料:〇〇〇円と請求書等で確認できる(=送料込みでない)場合は送料は除くこと。